

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 住居確保給付金の支給

<p>支援内容</p>	<p>離職により住宅を失うおそれのある人等を対象に、賃貸住宅の家賃に充てるための費用（住居確保給付金）を支給するとともに、津山市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>○支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯：上限3万1千円（家賃額） ・2人世帯：上限3万7千円（家賃額） ・3人世帯：上限4万円（家賃額） <p>※ただし、月収が基準額（単身世帯：7万8千円、2人世帯：11万5千円、3人世帯：14万円）を超える場合は一部支給となる。</p> <p>○支給方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から直接、住宅の貸主へ支払う。 <p>○支給期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月 ※一定の要件を満たす場合は最長9ヶ月間 （令和2年度支給開始分に限り最長12ヶ月間） 令和4年12月末まで、3ヶ月の再給付の受付が可能
<p>対象者</p>	<p>以下の要件全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 離職により経済的に困窮し、住居を失っている方又は失うおそれのある方 (2) 離職・廃業から2年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同等の状況にある方 (3) 離職前に、主として世帯の生計を維持していた方 (4) ハローワークへ求職申込みを行う方、又は現に行い求職活動を行っている方 (5) 申請日の属する月における申請者および同居親族などの収入月額（失業給付、児童扶養手当、年金などを含む）の合計が、次の金額であること <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯：10万9千円未満 ・2人世帯：15万2千円未満 ・3人世帯：18万円未満 (6) 申請者および同居親族などの預貯金の合計が、次の金額であること <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯：46万8千円未満 ・2人世帯：69万円未満 ・3人世帯：84万円未満 (7) 申請者および同居親族などが雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は、自治体などが実施する類似の給付を受けていない方 (8) 申請者および同居親族などのいずれもが暴力団員でないこと
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市自立相談支援センター 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市自立相談支援センター （電話）0868-32-2133</p>
<p>備考</p>	